

ASAHIネット マンション全戸加入プラン規約(二者間契約向け特約) 新旧対照表 2025年10月1日改正

改正後		改正前
第1条 本規約 第1項 ASAHI ネットマンション全戸加入プラン規約(二者間契約向け特約)(以下「本規約」といいます)は、集合住宅等のうち居住者が入れ替わるもの等株式会社朝日ネット(以下「当社」といいます)が特に定める物件において当社が提供する、次条に定めるインターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます)を管理および利用するための規約です。	(変更)	第1条 本規約 第1項 ASAHI ネットマンション全戸加入プラン規約(二者間契約向け特約)(以下「本規約」といいます)は、集合住宅等のうち<u>ウィークリーマンション、シェアハウス、ホテル等</u>の居住者が入れ替わるものとして株式会社朝日ネット(以下「当社」といいます)が特に定める物件において当社が提供する、次条に定めるインターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます)を管理および利用するための規約です。
第5条二者間管理会員の義務 第4項 <u>二者間管理会員は、警察もしくは裁判所等の官公庁もしくは公的機関の要請があった場合または第三者から権利が侵害されたとして、法令に基づき二者間管理会員もしくは居住者に係る情報(以下本サービスの利用に関する情報を含みます)の開示請求もしくは送信防止措置等の請求があった場合、意見照会、開示等の定められた手続を実施するものとします。</u>	(追加)	第5条二者間管理会員の義務 第4項
第5条二者間管理会員の義務 第5項 <u>当社は、警察もしくは裁判所等の官公庁もしくは公的機関の要請があった場合または第三者から権利が侵害されたとして、法令に基づき二者間管理会員もしくは居住者に係る情報の開示請求もしくは送信防止措置等の請求があった場合、官公庁もしくは公的機関または第三者に対し、当社の裁量に基づき、二者間管理会員または居住者に係る情報の開示、合理的な範囲での送信防止措置等を実施することができます。</u>	(追加)	第5条二者間管理会員の義務 第5項